

大阪広域環境施設組合工場等企画調整担当主任会議運営要綱

(目的)

第1条 工場等企画調整担当主任会議(以下、「企画調整主任会」という。)は、大阪広域環境施設組合(以下、「環境施設組合」という。)が行うごみ処理事業を円滑に運営するため、ごみ処理施設における技術の伝承・向上や安全衛生・各種研修に関する企画・検討・実践業務に関して、検討・協議・実践することを目的とする。

(構成)

第2条 企画調整主任会の構成は環境施設組合が所管する工場職員(以下「構成職員」という。)で、次のとおりとする。

舞洲工場の技能統括主任・部門管理主任・業務主任のうち、研修担当の業務に従事する職員

各工場の部門管理主任のうち企画調整担当の業務に従事する職員

(座長)

第3条 企画調整主任会の座長は舞洲工場に勤務する主任のうち研修担当の職務に従事する職員のなかから、舞洲工場長が指定する職員とし、会務を掌理する。

(運営)

第4条 企画調整主任会は、毎月1回の開催を基本とし、必要に応じ座長の権限において臨時で開催することができる。

2 座長が必要と認めるときは、構成職員以外のものを出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 企画調整主任会の庶務は、舞洲工場が行う。

(報告等)

第6条 座長は、企画調整担当主任会の議事録を作成し、構成職員を通じて各工場長及び施設管理課長に報告しなければならない。

2 議事録及び重要事項の記録は、これを3年間保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 企画調整主任会における個人情報等については、これを第三者に漏らしてはならない。

(附則)

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。